

第5回 取手市市民協働基本方針策定委員会 議事録

1. 開催日時：平成28年2月22日（月）午後1時30分～午後3時40分

2. 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室

3. 出席者：

委員：阿部直樹，小林一郎，櫻井由子，武田恵子，塚本昇，
廣木麗子，前田聡，松井秀子，結城信一（敬称略）

事務局：市民協働課 秋田課長，立野係長

傍聴人：2名

4. 議事内容

(1) 市民協働基本方針素案について

委員長：素案について各章ごとに事務局より説明をいただき，委員の皆さまよりご意見ご質問をいただきたい。

事務局：市民協働基本方針素案の「はじめに」について説明。

委員長：前回委員会時に委員より提案いただいた「協働は一部の市民が参加すればいいのではなく，すべての市民に関係することである」という言葉を「はじめに」の中で表していただいたものであるが，委員の皆様のご意見を伺いたい。

委員：文章の中で，「このような観点から」の後に続く文章に主語が無いことから，主語と述語の対応関係が曖昧になっているように感じる。

事務局：ご指摘いただいた内容を踏まえ，修正させていただきます。

委員：「はじめに」の文書は「第1章」・「第2章」との組み合わせ・構成から考えても，文章についておかしいと感じるところはない。

事務局：第1章（1）基本方針策定の目的及び（2）基本方針の位置付について説明。

委員長：不明点等があればご意見をいただきたい。なお本日初めて素案を見ている状況であるので，全体を通した中で再度，第1章の中身についてご意見を伺いたいと考えている。

事務局：第2章（1）市民協働の必要性について説明。

委員長：「市民協働の必要性」については，たたき台で示されていた内容が現状認識のみしか示されていないという委員意見を踏まえ，作成いただいた内容であると理解しているが委員のご意見を伺いたい。

委員：文章中で「従来から」との表現があるが，「従前から」或いは「従来」との表現になる。

事務局：ご指摘いただいた内容を踏まえ，修正させていただきます。

委員長：「はじめに」の部分や「第1章の策定目的」・「第2章の市民協働の必要性」については，内容的に繋がりのある部分が多いかと思われる。また，基本的な考え方を示しているところなので，後半部分に密接に関連するところであることから，今後の議論の中でご指摘をいただきたい。

事務局：第2章(2) 市民協働の定義について説明。

委員長：事務局より説明があったように、定義についてはこれまで多くの議論があったところである。前回委員会の意見も踏まえ、追記いただいた点も含め、ご意見を伺いたい。

委員：「強み」という表現に違和感がある。前回の委員会において意見のあった「得意分野」の方が市民の皆さんが理解しやすいのではないかと思う。

委員：同様に感じる。

委員：分野に関しては様々な形態もあることから、「得意分野」ではなく、「特性」がいいのではないかと思う。

委員長：「強み」や「得意分野」は言葉のイメージとして、前向きな表現であることから選択されやすい部分がある。「特性」という言葉は内容的には中立的な表現になると思う。それぞれが持ち合わせているものを持ち寄ってというイメージに近づくのではないかと考える。これまでの議論にもあったようにわかりやすさについても考えていきたい。

委員：前回もお伝えさせていただいたが、「主体同士」ではなく、「市民(団体)」という表現の方がいいと感じている。今回、追記になった「市民生活の向上」にも関連してくると思う。

委員：「市民(団体)」という表現では、次の項目で表している「協働の主体」と一致しないことになる。

委員長：次の項目で、主体として考えられるものを「協働の主体」として具体的に表しているものである。

委員：定義案で表している「主体同士」は、行政も含まれている。「市民(団体)」と表現すると行政が含まれないことになる。

委員：「主体同士」に代わる言葉があるのかという思いがある。

委員長：「強み」・「得意分野」・「特性」という意見があるが、どのように感じられるか。

委員：わかりやすさも考えていくと、委員長のご意見にもあったように、「持ち味」とした表現がわかりやすいと感じている。

委員長：これまでの議論の中でもあったように、市民の皆さんにとって、わかりやすいメッセージとして伝わる内容が重要であると考えている。

委員：「あらゆる主体同士」という部分を削除し、「互いに」という表現に改めるのはどうか。

委員長：「誰が」という部分を表していく必要があるかと考える。

事務局：先ほどご意見があったように主語を表していく必要がある。また、本日素案を提示するにあたり、これまでの議論の中で意見をもとに、事務局としても様々な表現を検討した。その過程において「主体同士」を「市民(団体)」と改めた場合には、市が含まれることが理解されにくいと考えた。定義を見て、すぐ下段に主体の内訳を表していることから理解が得られやすいと考え、「主体同士」と継続して記載した。

委員：「強み」という表現は、イメージとして「強い」・「弱い」の強弱を連想される。

委員長：「強み」という表現の対義語を考えるとどう感じるのかという部分はある。今後、議論していきたい。

事務局：第2章(2) 市民協働の主体について説明。

委員長：たたき台の「学校等」から「教育機関」への修正があるが、学校教育機関だけではなく社会教育機関も考慮すると適切であると考えます。

事務局：「地域活動団体」において、たたき台では「地域、自治会、町内会」と記載していたが、議論の過程において「等」を記載することとなったことで自治会や町内会が無い地域も含まれることから、「地域」を削除してはいかがかと考えています。委員のご意見を伺いたい。

委員長：取りこぼしがないようにする事が大前提であるので、表現方法としてどちらが適切かという判断になると考える。

委員：地域によっては、組合や班など様々なコミュニティがあることから「等」で表していくことで異論はない。

委員長：事務局から提案があった内容としては、取りこぼしがあるということにはならないと考える。今後、修正を加え文書化した際に意図として伝わるかどうかで考えていきたい。

事務局：第2章(3) 市民協働の主な効果について説明。

委員：これまでの意見を踏まえ、わかりやすくまとめていただいたが、「市民」の説明欄において記載されている「機会創出の拡充」を別の表現に再度検討いただきたい。

事務局：ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正させていただきます。

委員長：「市民」の説明欄に「地域の課題に主体的に取り組む」との記載があるが、主体という言葉が「協働の主体」という形で使われていることから「地域の課題に当事者としての意識を持って」との記載に改めたらいかかがか。

委員：委員長のご意見でよろしいのではないかと思います。

事務局：ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正させていただきます。また、「事業者」の説明欄について、たたき台から修正させていただいた内容がいかかなものか、事業者の立場に該当する委員のご意見を伺いたい。

委員：示された内容の通りであると思う。

委員：記載されている内容で問題ないと考えます。

委員長：委員のご意見を踏まえると、基本的な考え方としては記載内容どおりではないかと思う。

委員：「教育機関」について、他の主体に比べると意味合いが異なっているように感じる。他の主体の効果では、各主体の取り組み姿勢を表しているのに対し、教育機関については、様々な主体と連携・協力するために行う取り組みや得られる効果が記載されていないと考える。

委員長：事務局において検討いただきたい。

事務局：ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正させていただきます。

事務局：第2章(4) 市民協働のための各主体の役割について説明。

委員：「地域活動団体」の欄において「住民間」の記載があるが、後につづく文章において「市民同士」との記載があることから「市民間」に修正した方が望ましいと思う。

委員長：住民という記載になると別の意味合いも含まれてくるので「市民」で統一した表現に修正いただきたい。また、委員から意見があったように表現の統一も含め、各内容について意見を伺いたい。

委員：「市民」の説明欄において、記載されている「市民個人」については、「市民」だけでいいのではないかと思う。

事務局：第1章の策定趣旨のところで、「市民」についての注釈表記をしていることから「市民個人」と記載したものであるが、一人一人を意味することからのご意見を踏まえ「市民一人ひとり」に修正させていただきます。

事務局：第3章(1) 市民協働の基本原則について説明。

委員：これまでの議論において意見は出尽くしたと考えている。

委員：自律性を追記したが、その説明が記載されていない。

事務局：自律性の説明を加え、修正させていただきます。

委員：「対等関係の原則」において、対等についての説明が注釈により記載されていることで市民の皆さんにも理解しやすくなったと感じている。

委員長：対等については、これまで議論があったところであり、それを踏まえ考えると、このように注釈にて説明を記載していくことは意義があることと感じている。

委員：本方針は基本方針であるが、今後運用されていく過程で、さらに細分化したものが必要になってくると考えられる。基本原則の中で情報の公開・共有・検証との記載があるが、事務局として公開・共有をどの程度まで考えているのか。また、委員より提案のあった検証は具体的にどのようなイメージを持っているのか伺いたい。

事務局：情報の公開・共有については、公開することで共有につながるものであり、協働事業を実施するうえで、市の情報公開の原則に基づいた中で対応していきたい。また、検証については、現在、市においても行政評価を実施し、公開しているので、行政と様々な主体が協働事業を実施した場合は行政評価の中で対応できるよう考えていきたい。

委員：民間同士の協働については、お互いの中で、公開することを定めていくことになるのか。

事務局：相互で協議して対応していただくことになる。

委員：検証については、自ら検証するという解釈になるのか。

事務局：第三者による検証等ではなく、委員より提案いただいた自己の振り返りとしての検証を想定している。また、行政が関わっていない民同士の協働事業に

については、NPO 法人や任意団体の情報発信のツールとしている「いきいきネットとりで」を活用した情報の発信等も検討していきたい。

委員長：任意団体等に関しての情報公開や情報提供の仕方については、議論の余地はあると思うが、今後広くオープンになっていくように行政の方からの働きかけも含め今後、検討していかなければならないと考える。

委員：情報の公開については、結果も含まれることでは、公開ではなく発信になるのではないか。

事務局：公開については、協働事業についての内容を発信していくことで公開なると考えている。

委員長：情報公開については、市が主体になる場合には情報の公開は必要になるが、市以外の主体については、情報の公開となると情報公開条例などを想定する方がいるかもしれない。

事務局：第3章（2）市民協働の形態等について説明。

委員長：市民協働の形態については、記載されている内容が誤解なく説明されているかということになる。お気づきの点があれば適宜ご指摘いただきたい。

事務局：第3章（3）市民協働の領域について説明。

委員長：確認になるが、「市が主体となり、市民の協力により行う領域」の後援・協賛は市の主催事業に対する市民や企業の後援と「市民が主体となり、市が支援する領域」は市が後援・協賛を行うという事になるのか。

事務局：その通りである。

委員長：市民協働の領域を説明する欄において、「領域には」から始まる記載があるがいきなり「領域には」との表現には若干違和感を覚えた。「この領域には」など、表現を検討いただきたい。

事務局：修正させていただく。

事務局：市民協働の領域にも関係するところであるが、本方針策定にあたり市民の皆さんが市民協働をイメージしやすいように協働事業の写真をピックアップして掲載したいと考えている。

委員長：写真などを用いながら具体例を挙げていただいた方がわかりやすくなるのでご検討いただきたい。

事務局：第4章（1）市民協働推進に向けた取組みについて説明。

委員長：前回委員会において議論した6項目の内容が記載されているところであるが、今回、改めて委員より追加提案資料が提出されているので内容について委員より説明いただきたい。

委員：7項目として、「柔軟な姿勢の維持」を提案したい。現在、様々な議論をしながら基本方針策定を進めているが、それが全てではなく、時代の変化とともに必要な事がでてくるのが想定されるので柔軟な考え方や姿勢を持つことが大切であると考え提案するものである。

委員長：第3章の協働の進め方においても提案があった、自己変革の原則にも通じる

ものであろうかと思う。委員ご提案及び本日、議論になった項目も含め、次回委員会にて議論させていただきたい。

(4) 今後のスケジュールについて

第6回委員会は3月18日（金）13:30から開催する。

以上